

大和市告示第57号

大和市商店街施設整備事業等補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成26年3月31日

大和市長 大木 哲

大和市商店街施設整備事業等補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大和市商店街施設整備事業等補助金交付要綱（平成21年大和市告示第59号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第12条の規定に基づき」を「に定めるもののほか」に改める。

第4条第3項中「前項」を「第1項」に改め、同項第3号中「である」を「に対する」に改め、同項第4号中「認められる」の次に「施設に対する」を加え、同項第6号中「以前」を「前」に改め、「契約し」の次に「、及び」を加え、「及び」を「並びに」に改め、「いる施設」の次に「に対するもの」を加える。

別表第1街路灯の項補助要件の欄を次のように改める。

- | |
|--|
| <p>1 街路照明を主たる目的とした照明具であること（商店会名及び商店街の存在する通りの名称等を示す看板類を付設したものを含む。）。</p> <p>2 改修の場合は、従前から使用している脚部を利用し、その他の部分を全て新設するものであること。</p> <p>3 電球の交換の場合は、電球をLED電球に交換するものであること。</p> |
|--|

別表第1街路灯の項補助限度額及び補助率等の欄に次の1号を加える。

(3) 電球の交換の場合

1灯式 20,000円

2灯式以上 30,000円

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。